

# 地域で守ろう！子どもの笑顔～児童虐待防止～

## 11月は児童虐待防止推進月間です

子どもへの虐待(児童虐待)は年々増加傾向にあります。虐待は子どもの心身を傷つけます。地域で虐待に気づき、子どもの笑顔を守りましょう。

### ○児童虐待ってどのようなこと？

「虐待」とは親の都合や感情によって子どもを思いどおりにしようとする行為であり、力によるコントロールです。子どもは恐怖心から「見せかけの反省」を見せますが、実際にはその場しのぎの嘘をつくようになっていたり、保護者が見ていないところで荒れた行動をとるようになっていたりする場合があります。

### ～虐待の4種類～

#### 〈身体的虐待〉

- ・殴る・蹴るなどの暴力
- ・戸外に閉め出す
- ・やけどを負わせる
- ・乳児を強く揺さぶる など

#### 〈心理的虐待〉

- ・無視する ・拒否的態度をとる
- ・夫婦間の暴力(DV)を見せる
- ・ほかの兄弟と差別する
- ・言葉による脅かし、暴言 など

#### 〈ネグレクト〉(養育の放棄・怠慢)

- ・食事を与えない・学校に行かせない
- ・不潔な環境で生活させる
- ・病気やけが、虫歯の治療をしない
- ・子どもを残し外出する など

#### 〈性的虐待〉

- ・性行為を強要する
- ・性器や性交を見せる
- ・ポルノビデオを見せる
- ・ポルノ写真の被写体にする など

### ○周囲にこのような親子はいませんか？～虐待に気づくために～

#### 【子ども】

- ・ちょっとしたことでひどく怯える。大人の顔色を過度にうかがう。 ・表情が乏しい。
- ・感情のコントロールができず、急に爆発する。 ・泣き声が聞こえる。
- ・病気ではないのに低身長・低体重である。 ・不自然な外傷(傷、あざなど)がある。
- ・給食をむさぼるように食べる。 ・身体を触れられたり、着替えを嫌がる。 など

#### 【保護者】

- ・子どもの養育に関して拒否的・無関心。 ・夫婦間不和。
- ・叱る声や怒鳴り声が聞こえる。 ・近隣との交流がなく、地域で孤立している。
- ・子どもの外傷や状況について説明が不自然。 ・子どもに能力以上のことを要求する。 など

※地域で気になったことがあったとき、子育てで困ったときには1人で抱え込まずに連絡・相談を！

野木町こども教育課 ☎(57)4138  
県南児童相談所 ☎0282(24)6121  
児童相談所全国共通ダイヤル ☎189(いちはやく)  
※通報者の情報を知られることはありません。

栃木県「早期発見と連携のための児童虐待初期対応ガイド」より一部抜粋

問こども教育課 ☎(57)4138

